令和６年第４回定例会（１２月）　一般質問
令和6年12月4日

○議長（田嶋栄一）　４番、佐藤昭生議員。
　１、地籍調査についての質問を許します。
　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　議長から許可を得ましたので、通告に従いまして３項目について順次質問をいたします。
　それでは、１項目めとして、地籍調査について伺います。
　地籍調査は、国土調査法に基づく国土調査の一つとして実施されています。地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることになります。また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用されます。
　令和５年度末時点で全国の地籍調査の進捗率は53%となっています。九州では、佐賀県の99%を筆頭に高い進捗率となっています。大分県は65%の進捗率で、全国では平均値以上ですが、九州では最下位です。
　そこで、本市における次の３点について伺います。
　（１）本市の進捗状況。
　（２）地籍測量の効率化について。
　（３）今後の見通し。
　以上、お伺いします。

○議長（田嶋栄一）　１、地籍調査については、農林整備課長より答弁があります。
　伊井農林整備課長。
　　〔農林整備課長　登壇〕

◎農林整備課長（伊井信昭）　地籍調査についてのご質問にお答えします。
　まず、本市の進捗状況につきましては、令和５年度末の進捗率が51.47%となっております。なお、町別では、三重町が28.69%、清川町が27.77%、朝地町が51.90%、大野町が20.24%、千歳町が79.31%、緒方町及び犬飼町が全域完了しております。
　次に、地籍測量の効率化につきまして、山間部の調査は、リモートセンシングを活用した効率的な新手法が航測法として位置づけられ、本市でも令和４年度から導入し、三重町奥畑の一部で実施しています。本年度は、第１工区1.9平方キロメートルの地籍図原図作成及び面積測定を実施中であり、令和７年１月に第２工区1.8平方キロメートルの机上立会いによる境界確認を予定しております。
　また、今後の見通しにつきましては、令和11年度末の目標進捗率を56.38%とする第７次十箇年計画の目標達成に向け、山間部においてリモートセンシングデータを活用した航測法による効率的な取組を継続いたします。また、次期第８次十箇年計画を含めた今後の計画においても、航測法の活用を重点項目として、全域完了に要する期間の短縮に向けた取組を進めてまいります。
　　〔農林整備課長　降壇〕

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員、再質問ありますか。
　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　初めに、予算について伺います。
　本年３月定例会の令和５年度一般会計補正予算で、地籍調査事業として１億6,588万2,000円が計上され、同定例会の令和６年度当初予算で同じく地籍調査事業として3,247万8,000円が計上されています。予算執行の仕組みと現在の執行状況について伺います。

○議長（田嶋栄一）　伊井農林整備課長。

◎農林整備課長（伊井信昭）　当初予算の編成時には、来年度調査予定地区について積算を行い、国へ予算要求を行います。しかし、近年の傾向として、12月頃に国の補正予算配分に関する要求額調査があります。本市としては、予算確保のために国に対して補正予算の要求を行っております。
　予算の現年度分につきましては要求額を満たさない傾向が続いておりますので、予算確保の面からも予算要求が必要と考えております。
　なお、地籍調査事業は、事業対象経費に対して国50%、県25%の負担金を受けて実施しているところでございます。

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　分かりました。
　また、県内他市では、地籍図根多角測量の工程を省略した測量や既存測量成果を活用した地籍調査を行っています。唯一本市のみが実施しているリモートセンシングデータを活用した地籍調査について、具体的な説明をお伺いします。

○議長（田嶋栄一）　伊井農林整備課長。

◎農林整備課長（伊井信昭）　令和２年４月に終了した第６次十箇年計画について、国の検証結果で、山間部の調査において急峻かつ広大な土地での現地立会いや測量作業が、事故のリスクが高く、負担が大きいことが課題として整理されました。
　近年の測量技術の進展により、空中写真や航空レーザー測量から得られる高精度なリモートセンシングデータが活用できる環境が整ってまいりました。そのため、リモートセンシングデータを活用した詳細な地形データを基に境界案を作成し、室内で机上立会いにより境界確認を行う新手法の地籍調査の運用が始まり、効率性など多くの面で優れた効果をもたらしています。
　本市においては、第７次十箇年計画の策定に際し、市内における山間部の占める割合が大きいため、リモートセンシングデータを活用した地籍調査の実施が必要であると判断いたしました。今後も、この技術を積極的に導入し、地籍調査事業の進捗に努めてまいります。

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　リモートセンシングというのは先進的であるという解釈でよろしいですか。

○議長（田嶋栄一）　伊井農林整備課長。

◎農林整備課長（伊井信昭）　手法としては先進的な技術であると思います。

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　次に、森林境界明確化の成果を地籍調査へ活用することの有益性についてお尋ねします。
　森林環境譲与税を利用して、森林境界明確化の事業を先に行い、その成果を活用して地籍調査を実施したほうが、コスト・効率の両面から有益ではないかと思われますが、いかがお考えですか、お伺いします。

○議長（田嶋栄一）　伊井農林整備課長。

◎農林整備課長（伊井信昭）　コスト面の有効性についてでございますが、地籍調査を単独で実施した場合の国と県の負担金は75%の地籍調査事業費と、先行して森林境界明確化事業を森林環境譲与税を活用して実施した場合の工程全体における比較が必要になります。しかし、現在のところは、実施はしておりませんので、今後、情報収集と検証を進めてまいりたいと思います。
　また、地籍調査が未完了な地域の森林整備が必要となった場合、森林境界明確化事業を先行して実施し、その後に地籍調査が引き継がれることで、事業推進や個人の森林活用、さらに土地利用において、高い効率性を実現できると考えております。
　森林整備計画の状況を把握し、両事業で協議の上、連携し検討してまいりたいと思います。

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　ぜひ検討していただきたいと思います。
　先進的なリモートセンシングと予算確保をやって、進捗率を上げていただきたいと思います。
　以上でこの項の質問を終わります。

○議長（田嶋栄一）　次に、２、「健康経営」についての質問を許します。
　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　２項目めとして、「健康経営」について伺います。
　健康経営とは、従業員等の健康保持・増進の取組が将来的に収益性等を高める投資であ

るとの考えから、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することとなっています。
　大分県では、健康づくりに取り組む事業所を応援するため、全国健康保険協会大分支部（協会けんぽ）と協力し、健康経営事業所の登録・認定制度を実施しています。
　また、経済産業省では、健康経営に係る各種顕彰制度として、平成26年度から健康経営銘柄の選定を行っており、平成28年度には健康経営優良法人認定制度を創設しました。健康経営優良法人のうち、大規模優良法人をホワイト500、中小規模優良法人をブライト500と呼んでいます。本年度の健康経営銘柄2024の選定企業は27業種53社となっています。
　また、自治体においては、職員向けの各種施策を健康経営の視点で捉え、より効果的に職員の活力向上や生産性の向上を図り、質の高いサービスを住民へ提供することを目的に、健康経営に取り組む自治体が増えてきております。本市も健康経営優良法人認定を申請し、認定自治体を目指す考えはありませんか。
　以上のことを踏まえ、次の３点について伺います。
　（１）大分県が認定する「健康経営事業所」は、市内に何か所ありますか。
　（２）平成28年度に経済産業省が創設した「健康経営優良法人」は市内に何か所ありますか。
　（３）市として健康経営優良法人認定を申請し、認定自治体を目指す考えはありませんか。
　以上、お伺いします。

○議長（田嶋栄一）　２、「健康経営」については、総務課長より答弁があります。
　阿南総務課長。
〔総務課長　登壇〕

◎総務課長（阿南博和）　それでは、「健康経営」についてのご質問にお答えいたします。
　まず、県が認定する健康経営事業所の本年３月末時点の登録数は、市内に82事業所あり、そのうち34事業所が健康経営事業所として認定されています。経済産業省が創設した健康経営優良法人に認定された市内の事業所はございません。
　本市が現在取り組んでいる職員の健康診断受診率・結果把握、月１回の衛生委員会による健康情報の提供、毎朝のラジオ体操などは、県が認定する健康経営事業所の要件に該当することから、本年度、大分県健康経営事業所の登録を申請しております。まずは県の認定を得られるよう取組を進めてまいります。
〔総務課長　降壇〕

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員、再質問ありますか。
　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　令和６年度大分県認定健康経営事業所の中に本市が関係する事業所は含まれておりますか。

○議長（田嶋栄一）　阿南総務課長。

◎総務課長（阿南博和）　豊後大野市消防本部と豊後大野市民病院が認定されております。

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　豊後大野市消防本部と豊後大野市民病院が含まれているようですので、それぞれ具体的な取組内容をお伺いします。

○議長（田嶋栄一）　甲斐消防長。

◎消防長（甲斐慎治）　消防本部の取組といたしましては、県からの健康に関する情報をメールにより職員に周知をしております。また、「おおいた歩得」職場対抗戦イベントの参加をしております。それから、市民生活課の保健師を講師に招き、健全な食生活についての講習を行いました。また、本年の11月５日、６日の両日に、大分県公認心理師協会から講師をお招きして、全職員対象にメンタルヘルス研修を行いました。

○議長（田嶋栄一）　内田豊後大野市民病院事務長。

◎豊後大野市民病院事務長（内田健児）　市民病院の取組としていたしましては、院内ウェブを通じての各種健康教室などの健康ニュースのお知らせをしております。また、メンタルヘルスケアカウンセリング事業としまして、カウンセリング希望者のほかに、新規採用職員の入職後６か月経過後のカウンセリングや育休からの復帰職員の復職後３か月経過後のカウンセリングを行っております。
　また、特定健診受診後に、特定保健指導が必要な職員に対し、保健指導の積極的な働きかけを行っております。

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　取組は分かりました。
　事業所での取組、認定基準５項目の中に、事業主による主導的な健康づくりの推進があります。
　消防長にお伺いします。
　メンタルが原因で自宅療養中の職員がおられるようですが、何人おられますか。また、メンタルヘルスのマネジメントやケアはできていますか。先ほど、メンタルヘルスケアの研修等をやられておりましたが、消防長にこの対応についてお伺いします。

○議長（田嶋栄一）　甲斐消防長。

◎消防長（甲斐慎治）　現在、病気療養中の職員は４名おります。病気休暇中の職員に対しては、職場復帰を円滑にするために、支援対策として消防本部総務課職員が適宜連絡を取り、体調や療養状況の把握に努めています。また、医師の診断や本人の意向を踏まえ、慣らし勤務を行うなど措置を講じております。また、病気休暇を取得する職員が発生しないように、未然に防ぐためのメンタルヘルス研修を行いました。

引き続き、職員が心身ともに健全で仕事に専念できるように、職場環境づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　４名いないと、在職している職員の負担が大きくなると思うんです。その辺のメンタルのケアをもう少し消防長に主導的に主体的にやっていただきたいと思います。答弁あれば、お願いします。

○議長（田嶋栄一）　甲斐消防長。

◎消防長（甲斐慎治）　11月の５日、６日にメンタルヘルス研修を行いました。そのとき、お伺いしたお話でございますけれども、厚生労働省のこころの健康科学研究事業の資料によりますと、職業別で見ますと、惨事ストレスなどの経験をすることから、消防職員が最もストレスが高い職種となっていることが分かりました。ストレスは、業務過多やハラスメント、クレーム対応、勤務の急な呼出しなどで発生することが分かりました。

対処方法も講師からご教示いただきました。４Ｔと言われる４つのＴ、一つは立ち向かうこと。これは問題解決に取り組むということでございます。一つは捉え方を変える。思考のくせが自分を苦しめるということで、別の視点から物を見てみるということ。もう一つは、解きほぐす。これはリラクゼーションと呼吸法ということを学びました。最後のＴは、手を借りる。相談し支援を求めるということがあります。こうして研修により様々なことを学びましたので、今後とも職員がストレスなく仕事ができる環境を整えてまいりたいと思います。

個人にストレスがないということが職場にとっても大きな課題でございますし、その個人が最大限力を生かせるということにもなりますので、今後とも職場全体で意識を高めながら職場の質の向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　消防長だけにお尋ねしたんですけれども、これは市職員全体の問題でありまして、それぞれの管理職の方が職員とのコミュニケーションをしっかり取っていただいて、メンタルのケアをしていただきたいと思います。

次に、経済産業省が行っている健康経営優良法人認定を取得している自治体は、本年度全国で12か所であります。取得している自治体では、職員の定期健康診断、がん検診や特定保健指導の受検率向上、職員の健康保持・増進に向けた取組やメンタルヘルスケアの充実、ストレスチェックの集団分析の実施等により、職員の生産性向上・働きがいの向上が図られ、市民サービスへの還元につながっていくと思います。

いかがですか、前向きに検討できませんでしょうか。再度お尋ねします。

○議長（田嶋栄一）　阿南総務課長。

◎総務課長（阿南博和）　まずは大分県の健康経営事業所の認定が得られるよう取組を進

めてまいりたいと思っています。あわせまして、健康経営優良法人の情報収集等にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　県のほうから認定を取るということで理解しました。
　一例ですが、来年度、健康経営優良法人認定の申請を行う予定の東京都八王子市の例を取りますと、職員の健康、働きやすさ、働きがいについて、一体的に取り組み、本年８月に庁内検討会を立ち上げ、12月には基本方針を策定するスケジュールとなっています。
　本市もぜひ健康経営に積極的に取り組み、九州初の自治体として名のりを上げていただきたいと思います。
　以上でこの項の質問を終わります。

○議長（田嶋栄一）　次に、３、国の指示権拡大についての質問を許します。
　佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　３項目めとして、国の指示権拡大について伺います。
　改正地方自治法が本年６月26日に公布され、このうち地方自治法第２編新第14章「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例」に関する改正規定が９月26日から施行されました。非常事態時には、個別法に基づかずに「国が必要な指示をできる」となっております。2000年施行の地方分権一括法では、国と地方は「上下・主従」ではなく「対等・協力」の関係と位置づけ、国の関与は必要最小限のものとし、地方公共団体の自主性・自律性に配慮したものでなければならないとなっています。
　こうした地域主権改革に関する施策を検討していくため、当時、私たちの政府は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指し、2009年、平成21年11月17日の閣議決定により、内閣府に地域主権戦略会議を設置しました。国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換していくとなっています。また、ひもつき補助金ではなく、自由度が高く創意工夫を生かせる総合的な交付金、社会資本総合整備交付金も創設しました。
　今回の改正案は、その流れに逆行するのではないかと思われます。
　６月14日付の大分合同新聞によりますと、今回の地方自治法改正案に関し、知事を含む大分県内の19首長の中で賛成は３人にとどまり、本市の市長は賛成の一人となっています。その理由として、新型コロナウイルス禍の大型クルーズ船集団感染での混乱を上げ、国のリーダーシップが必要とのご意見のようですが、市長の考えをお伺いします。

○議長（田嶋栄一）　３、国の指示権拡大については、市長より答弁があります。
　川野市長。
〔市長　登壇〕

◎市長（川野文敏）　それでは、国の指示権拡大についてのご質問にお答えいたします。

内閣府の審議会の一つである地方制度調査会は、令和４年１月14日、内閣総理大臣から社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について諮問を受け、令和５年12月21日、内閣総理大臣に対し、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方を答申しました。

この答申は、令和２年１月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症の５類移行までの国や地方公共団体、民間企業の対応や、大規模な災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応について、国と地方公共団体の役割分担の明確化や個別法において想定されていない事態への対応に備えるための法制の見直し等が指摘されています。

国と地方公共団体の役割分担及び法制の見直しに当たっては、平成12年の地方分権一括法によって構築された一般ルールを尊重するとともに、国等が果たすべき役割を特例として、適切に規定することが記されています。

これらに基づき、政府は、地方自治法の一部改正を国会に提出し、本年９月26日に改正後の地方自治法が施行されました。

改正の内容は、現行の国と地方公共団体との関係等の章とは別に、新たに第14章が規定され、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」における特例が規定されております。

憲法第92条が定める地方自治の本旨の確保のため、地方自治法第11章に規定する国と普通地方公共団体との関係は、現行どおりの定義が保たれ、国の関与は事務の処理に関し必要最小限のものに限られております。

以上のことから、地方自治の本旨とされる団体自治と住民自治を実現するため、今後とも、地方公共団体の役割である住民の福祉の増進を図るとともに、地域における行政を自主的かつ総合的に実施してまいります。

〔市長　降壇〕

○議長（田嶋栄一）　佐藤昭生議員、再質問ありますか。

佐藤昭生議員。

◆４番（佐藤昭生）　改正地方自治法では、「国が必要な指示ができる」となっていますが、拡大解釈のおそれはないですか。また、法律をつくる根拠に乏しく、個別法で対応できるのではないかと思います。

例を挙げますと、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年５月11日法律第31号）、地震防災対策特別措置法（平成７年７月18日法律第111号）、南海トラフ巨大地震対策特別措置法（平成14年法律第92号）、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）といったように、それぞれ個別の法律があります。

最初に申し上げました新型インフルエンザ等対策特別措置法につきましては、新型インフルエンザ等への対策の強化を図ることで、国民の生命及び健康を保護し、生活や経済への影響を最小にすることを目的として制定された法律であります。本法は、新型インフルエンザだけではなく、急激に流行して国民に重大な影響を及ぼすおそれのある新たな感染

症が発生した場合、例えば新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）でも適用されるようになっていました。しかし、新型インフルエンザ等対策特別措置法の解釈にそれぞれ違った考えがあったため、初動対応での混乱が生じました。

令和２年３月14日の法改正により、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）についても最長２年間は対象とすることとなり、翌年２月13日の法改正により、ＣＯＶＩＤ－19は期限の定めなく適用対象となりました。２類から５類への移行により、令和５年５月７日付で本法の適用対象からは外れましたが、当初からこの個別法を即座に適用していれば、混乱は抑えられた可能性がありますし、国の指示で休校や非常事態宣言もできたはずです。また、その後の対応も後手に回らずに済んだのではないかと思います。

憲法で権力を縛り、法律によって国民に義務を課す以上、立法事実というのは極めて重要で、今回の改正地方自治法は、法改正の必要性を示す立法事実がないと思われます。説明が長くなりましたが、以上が私の考えであります。

最後に、第216回国会が11月28日に招集されました。補正予算を含め国民生活に直結する案件が数多くあり、重要な臨時国会であると思います。現政権は、「地方の未来をつくり、地方を守る」「地方こそ成長の主役」との考えに立ち、地方創生に向けた「新しい地方経済・生活環境創生本部」を立ち上げております。

本市もインキュベーションファーム・サウナのまち・スポーツツーリズムといった独自の施策を打ち出しております。執行部の皆さんは言うまでもなく、私たち議員も今後に向けて新しい答えをつくれるように知恵を出し合っていくことを申し上げ、全ての質問を終わります。